

令和 2 年度

定期監査報告書

益田市監査委員

## 目 次

第1 監査の種類	.....1 頁
第2 監査の範囲	.....1 頁
1 対象事務事業	.....1 頁
2 対象課等	.....1 頁
第3 監査の期間	.....1 頁
第4 監査の方法	.....1 頁
1 対象課等から提出のあった監査資料	.....2 頁
2 説明を聴取した事務・事業等	.....2 頁, 3 頁
第5 監査の要点（監査重点項目）	.....4 頁
1 令和2年度一般会計予算執行状況	.....4 頁
2 令和元年度一般会計委託料に関する事務	.....4 頁
第6 監査の結果	.....4 頁
第7 まとめ	.....5 頁
1 令和2年度一般会計予算執行状況	.....5 頁
2 令和元年度一般会計委託料に関する事務	.....5 頁, 6 頁
— 資 料 —	
1 令和2年度一般会計予算執行状況	.....7 頁～10 頁
2 令和元年度一般会計委託料に関する事務	.....11 頁～17 頁

### (注解)

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「－」は、該当数値等のないものである。

# 定期監査報告書

益田市監査委員 原 伸 二

益田市監査委員 大久保 五 郎

## 第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

## 第2 監査の範囲

### 1 対象事務事業

- (1) 令和2年度一般会計で、【表1】に示す対象課等が所管する令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用等）に関する事務
- (2) 令和元年度一般会計で、【表1】に示す対象課等が所管する歳出科目「委託料」に関する事務

### 2 対象課等

【表1】

部局名	課・室名			課の数
福祉環境部	保険課	子ども福祉課	子ども家庭支援課	11 課
	子育て支援センター	健康増進課（地域医療対策室）	福祉総務課	
	障がい者福祉課	高齢者福祉課	環境衛生課	
	久城が浜センター	人権センター		

## 第3 監査の期間

令和3年1月18日（月）から 同年2月8日（月）まで

## 第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査対象課等に対し【表2】に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、特に説明聴取を要すると監査委員が判断した事務、事業について、【表3】【表4】【表5】に示すとおり担当課の聴取を行った。

## 1 対象課等から提出のあった監査資料

【表2】 提出のあった監査資料

部名等	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	委託料に 関する事務
福祉環境部	保険課	○	○	○	○
	子ども福祉課	○	○	○	○
	子ども家庭支援課	○	○	○	○
	子育て支援センター	○	○	○	○
	健康増進課 (地域医療対策室)	○	○	○	○
	福祉総務課	○	○	○	○
	障がい者福祉課	○	○	○	○
	高齢者福祉課	○	○	○	○
	環境衛生課	○	○	○	○
	久城が浜センター	○	○	○	○
	人権センター	○	○	○	○

## 2 説明を聴取した事務・事業等

【表3】 監査の対象部課等から提出のあった監査資料

部名等	課・室名等	歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・ 充用・流用 に関する事務	委託料に 関する事務
福祉環境部	子ども福祉課	○	○	○	○
	健康増進課 (地域医療対策室)	○	○	○	○
	福祉総務課	○	○	○	○
	障がい者福祉課	○	○	○	○
	高齢者福祉課	○	○	○	○
	環境衛生課	○	○	○	○

【表4】説明聴取事業数内訳

部名等	課名等	歳 入				歳 出			
		事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
福祉環境部	保険課	12	0	0	0	8	0	0	0
	子ども福祉課	16	2	4	1	38	4	20	3
	子ども家庭支援課	10	0	0	0	21	0	0	0
	子育て支援センター	1	0	0	0	4	2	0	0
	健康増進課 (地域医療対策室)	23	0	3	0	27	0	10	0
	福祉総務課	17	0	6	0	20	0	7	0
	障がい者福祉課	23	0	3	0	22	0	8	0
	高齢者福祉課	24	0	3	0	17	0	2	0
	環境衛生課	20	0	3	0	28	0	6	0
	久城が浜センター	4	0	0	0	4	0	0	0
	人権センター	9	0	0	0	13	0	0	0
事業数計		159	2	22	1	202	6	53	3

【表5】委託の分類別事業数及び説明聴取事業数

部名等	課名等	保守管理		警備清掃		調査検査		設計測量		施設管理		イベント		厚生福祉		その他		計	
		事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数	事業数	説明聴取事業数												
福祉環境部	保険課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
	子ども福祉課	1	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	29	6	35	7
	子ども家庭支援課	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	24	0
	子育て支援センター	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	健康増進課 (地域医療対策室)	9	0	1	0	1	0	0	0	3	1	2	0	2	0	24	2	42	3
	福祉総務課	0	0	0	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	11	2	14	4
	障がい者福祉課	2	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	13	3	19	4
	高齢者福祉課	1	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	3	0	4	3	12	6
	環境衛生課	6	2	28	6	8	0	3	0	3	3	1	1	2	0	5	1	56	13
	久城が浜センター	8	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	15	0
	人権センター	3	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	2	0	0	0	10	0
事業数計		33	2	32	6	14	0	4	0	25	11	3	1	11	0	110	17	232	37

※ 「一委託業務」につき複数分類あり

## 第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

### 1 令和2年度一般会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- （1） 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2） 執行率の低い要因は何か。
- （3） 調定の時期及び手続きは適正か。
- （4） 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか。
- （5） 予算流用、予備費充用の手続き及び時期は適正か。

### 2 令和元年度一般会計委託料に関する事務

- （1） 委託の目的は明確になっているか。
- （2） 委託の相手方及び選定方法は適切か。
- （3） 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。（仕様書は作成されているか。）
- （4） 随意契約の場合、その理由は適正か。
- （5） 契約書は適正に作成されているか。
- （6） 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行われているか。
- （7） 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また履行期限は守られているか。
- （8） 成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- （9） 委託の事後評価は行われているか。

## 第6 監査の結果

令和2年度一般会計予算執行（4月～12月）に関する事務が適正に行われているか、また、令和元年度一般会計委託事務が関係法令及び市契約規則等に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、監査対象とした福祉環境部11課が所掌する事業毎に調書の提出を求めた。その中から各課別に抽出した31件の委託事業について関係書類の提出を求め、これを審査するとともに、担当職員から説明聴取を行った。

その結果、事務処理上の軽易な過誤等が見られたが、予算執行及び委託事業の手続きは、概ね適正に処理されていると認められた。

今後の事務執行にあたり、指摘事項を十分に踏まえ、必要な措置を講じるとともに関係法令、例規等を遵守し、適正な事務処理に万全を期されたい。

## 第7 まとめ

### 1 令和2年度一般会計予算執行状況

監査の対象とした令和2年度一般会計歳入・歳出予算執行状況（4月～12月）は、次ページ以下の表のとおりである。（人件費は集計から除いている。）

新型コロナウイルス発生の影響による事務量の増加、業務の煩雑化がうかがえた。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、事業中止等に伴う執行率の低下が見受けられた。

全体的に、事業実績に基づき年度末に処理する事務が多く見られた。事務処理時期が集中することにより過誤が発生しないよう迅速な事務執行に努められたい。

今後、法令に基づく適正な管理を行うとともに予算の効率的運用と厳正な事務処理が一層望まれる。

また、例月出納検査では、前年度と同様に支払いについて遅延しているものが散見されるため、この点についても関係法令を遵守し、迅速に会計処理を行っていただきたい。

### 2 令和元年度一般会計委託料に関する事務

今年度は、委託料に関する事務を重点項目として監査を実施した。

地方公共団体が行う各種の事務事業において、法令に基づき地方公共団体が行わなければならないもの以外については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができることとされている。

事務事業の委託に当たっては法令に適合し、行政責任が確保できること、市民サービスの確保ができることなど、効率性、有効性が求められる。

この監査において委託の目的では、「外部の専門知識、技術の活用」と回答のあった件数による構成比は73.3%で最も多く、次いで「経費削減、効率化」が15.8%となっている。また、委託業者の選定方法では、「随意契約」の件数による構成比は79.9%で、その内1者随契は51.4%となっている。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の特例であり、地方自治法施行令で定められている場合に適用されるものである。入札に付する手間を省き、契約の相手方の能力を熟知したうえで選定できるという利点はあるが、長期にわたり受託者が固定することになり、公平性、経済性の確保が懸念される結果ともなりかねない。

今一度、事業委託の必要性を明確にしたうえで、財政状況、公平性等を考慮し適正な選定方法の検討が望まれる。

指定管理業務も多数見受けられるが、報告書や経験を踏まえ随意契約が大半である。業務や事業のあり方については、モニタリングを通し改善に努められていたが、財政事情等も考慮し、県内他市の状況も参考にしながら指定管理施設の適正な運営を確保するとともに有効なあり方について検討されたい。

事業については、委託成果の活用に加え、事後評価も実施されていたが、委託業務の目的、効果を見定め、市民サービスと財政とのバランスを整えていく必要がある。

市業務委託事業については、継続的な事業が数多く占めている。市政全般の信頼が損なわれることのないよう、法令を遵守し、契約事務の公平、公正、透明性の確保を図り、説明責任が果たせるよう適正な職務の遂行に努められたい。

— 資料 —

1 令和2年度 一般会計 予算執行状況 (4月1日から12月31日まで)

◆保険課

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
民生費国庫負担金	48,751,000	49,969,042	37,476,000	12,493,042	76.9	75.0
民生費国庫補助金	60,000	0	0	0	0.0	—
民生費委託金	7,229,000	3,960,000	3,960,000	0	54.8	100.0
民生費県負担金	322,590,000	170,782,964	0	170,782,964	0.0	0.0
衛生費県補助金	29,916,000	22,410,000	22,410,000	0	74.9	100.0
雑入	8,970,000	5,142,507	4,719,940	422,567	52.6	91.8
合計	417,516,000	252,264,513	68,565,940	183,698,573	16.4	27.2

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
社会福祉総務費	1,445,378,000	1,428,598,548	1,354,766,809	16,779,452	98.8
国民年金事務費	676,000	319,728	307,728	356,272	47.3
子供医療費	130,511,000	71,426,968	71,426,968	59,084,032	54.7
合計	1,576,565,000	1,500,345,244	1,426,501,505	76,219,756	95.2

◆子ども福祉課

〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
民生費負担金	78,260,000	19,756,095	45,579,870	△ 25,823,775	58.2	230.7
民生使用料	4,000	4,500	4,500	0	112.5	100.0
民生手数料	10,000	0	5,000	△ 5,000	50.0	—
民生費国庫負担金	1,723,114,000	1,036,737,411	888,128,272	148,609,139	51.5	85.7
民生費国庫補助金	315,559,000	322,003,000	169,431,000	152,572,000	53.7	52.6
民生費県負担金	649,647,000	602,410,764	443,644,636	158,766,128	68.3	73.6
民生費県補助金	175,256,000	115,536,000	66,765,000	48,771,000	38.1	57.8
物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
民生費貸付金元利収入	1,500,000	1,500,000	0	1,500,000	0.0	0.0
雑入	24,859,000	8,956,070	13,063,948	△ 4,107,878	52.6	145.9
民生債	67,600,000	0	0	0	0.0	—
合計	3,035,810,000	2,106,903,840	1,626,622,226	480,281,614	53.6	77.2

〔歳入〕 (繰越明許費)

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
民生費国庫補助金	74,770,000	9,546,000	0	9,546,000	0.0	0.0
民生債	24,500,000	0	0	0	0.0	—
合計	99,270,000	9,546,000	0	9,546,000	0.0	0.0

〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
児童福祉総務費	845,822,000	586,995,189	586,991,438	258,826,811	69.4
保育所費	2,764,566,000	1,718,670,960	1,612,931,980	1,045,895,040	62.2
母子福祉費	356,299,000	236,124,274	232,786,304	120,174,726	66.3
児童福祉施設費	206,238,000	189,457,598	179,476,198	16,780,402	91.9
合計	4,172,925,000	2,731,248,021	2,612,185,920	1,441,676,979	65.5

〔歳出〕 (繰越明許費)

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
保育所費	90,886,000	85,118,290	85,118,290	5,767,710	93.7
児童福祉施設費	8,000,000	5,254,318	5,254,318	2,745,682	65.7
合計	98,886,000	90,372,608	90,372,608	8,513,392	91.4

## ◆子ども家庭支援課

## 〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
民生費負担金	26,000	16,500	16,500	0	63.5	100.0
衛生費負担金	60,000	160	160	0	0.3	100.0
民生費国庫負担金	9,811,000	8,596,000	4,298,000	4,298,000	43.8	50.0
衛生費国庫負担金	1,470,000	0	0	0	0.0	—
衛生費国庫補助金	5,046,000	1,888,000	67,000	1,821,000	1.3	3.5
民生費県負担金	4,905,000	4,298,000	2,149,000	2,149,000	43.8	50.0
衛生費県負担金	734,000	0	0	0	0.0	—
雑入	294,000	323,000	284,000	39,000	96.6	87.9
合計	22,346,000	15,121,660	6,814,660	8,307,000	30.5	45.1

## 〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
児童福祉総務費	220,000	0	0	220,000	0.0
母子福祉費	19,813,000	12,404,737	12,404,737	7,408,263	62.6
母子保健事業費	69,222,000	39,127,772	38,687,440	30,094,228	56.5
予防費	94,750,000	52,234,533	52,234,533	42,515,467	55.1
合計	184,005,000	103,767,042	103,326,710	80,237,958	56.4

## ◆子育て支援センター

## 〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
民生使用料	1,000	1,500	1,500	0	150.0	100.0
合計	1,000	1,500	1,500	0	150.0	100.0

## 〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
子育て支援センター事業費	7,529,000	4,429,793	4,100,093	3,099,207	58.8
合計	7,529,000	4,429,793	4,100,093	3,099,207	58.8

## 〔歳出〕(繰越明許費)

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
子育て支援センター事業費	1,000,000	361,891	361,891	638,109	36.2
合計	1,000,000	361,891	361,891	638,109	36.2

## ◆健康増進課

## 〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
衛生費負担金	16,618,000	15,681,951	9,749,708	5,932,243	58.7	62.2
総務使用料	6,013,000	746,962	737,762	9,200	12.3	98.8
衛生手数料	9,000	0	0	0	0.0	—
衛生費国庫補助金	238,000	238,000	0	0	0.0	0.0
衛生費県補助金	63,265,000	1,750,000	0	1,750,000	0.0	0.0
衛生費受託事業収入	4,154,000	0	0	0	0.0	—
雑入	2,782,000	91,066	91,066	0	3.3	100.0
衛生債	25,000,000	0	0	0	0.0	—
合計	118,079,000	18,507,979	10,578,536	7,691,443	9.0	57.2

## 〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
保健衛生総務費	24,628,000	21,929,606	16,856,475	2,698,394	89.0
成人保健事業費	38,689,000	24,847,642	17,678,445	13,841,358	64.2
医療対策費	255,518,000	114,266,295	102,854,621	141,251,705	44.7
予防費	41,536,000	39,710,021	37,690,410	1,825,979	95.6
合計	360,371,000	200,753,564	175,079,951	159,617,436	55.7

## ◆福祉総務課

## 〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
民生費分担金	2,163,000	2,163,412	2,163,412	0	100.0	100.0
民生使用料	10,000	10,500	10,500	0	105.0	100.0
民生費国庫負担金	482,284,000	480,882,243	369,085,000	111,797,243	76.5	76.8
民生費国庫補助金	4,014,000	261,000	261,000	0	6.5	100.0
民生費県負担金	10,806,000	4,449,534	4,449,534	0	41.2	100.0
民生費県補助金	129,000	129,000	129,000	0	100.0	100.0
民生費寄附金	2,000,000	928,362	928,362	0	46.4	100.0
民生費貸付金元利収入	860,000	5,897,766	20,000	5,877,766	2.3	0.3
過年度収入	1,000	0	0	0	0.0	—
雑入	191,000	21,183,187	2,924,603	18,258,584	1,531.2	13.8
合計	502,458,000	515,905,004	379,971,411	135,933,593	75.6	73.7

## 〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
社会福祉総務費	111,473,000	101,396,781	82,107,471	10,076,219	91.0
社会福祉施設費	3,892,000	3,891,368	0	632	100.0
生活保護総務費	36,109,000	21,911,238	21,480,702	14,197,762	60.7
扶助費	627,401,000	431,640,128	431,640,128	195,760,872	68.8
災害救助費	45,000	0	0	45,000	0.0
合計	778,920,000	558,839,515	535,228,301	220,080,485	71.7

## ◆障がい者福祉課

## 〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
民生使用料	80,000	80,706	80,706	0	100.9	100.0
民生費国庫負担金	724,292,000	632,014,500	471,237,369	160,777,131	65.1	74.6
民生費国庫補助金	28,832,000	0	0	0	0.0	—
民生費委託金	271,000	257,197	0	257,197	0.0	0.0
民生費県負担金	342,214,000	299,763,250	152,029,125	147,734,125	44.4	50.7
民生費県補助金	76,366,000	62,331,300	41,554,000	20,777,300	54.4	66.7
雑入	27,904,000	15,528,488	14,795,700	732,788	53.0	95.3
合計	1,199,959,000	1,009,975,441	679,696,900	330,278,541	56.6	67.3

## 〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
障がい者福祉費	1,554,902,000	1,068,494,799	1,050,025,755	486,407,201	68.7
福祉医療費	157,687,000	90,401,928	90,401,928	67,285,072	57.3
合計	1,712,589,000	1,158,896,727	1,140,427,683	553,692,273	67.7

## ◆高齢者福祉課

## 〔歳入〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
民生費負担金	64,210,000	44,042,576	39,108,961	4,933,615	60.9	88.8
民生使用料	7,000	7,500	7,500	0	107.1	100.0
民生費国庫負担金	36,540,000	36,505,100	24,336,000	12,169,100	66.6	66.7
民生費国庫補助金	29,273,000	23,209,000	0	23,209,000	0.0	0.0
民生費県負担金	18,270,000	18,252,550	12,168,000	6,084,550	66.6	66.7
民生費県補助金	3,337,000	3,194,000	0	3,194,000	0.0	0.0
高齢者保健福祉基金繰入金	995,000	0	0	0	0.0	—
民生費受託事業収入	12,146,000	6,735,593	5,922,440	813,153	48.8	87.9
雑入	12,737,000	12,593,271	12,593,271	0	98.9	100.0
民生債	98,900,000	0	0	0	0.0	—
合計	276,415,000	144,539,590	94,136,172	50,403,418	34.1	65.1

## 〔歳出〕

(単位:円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
老人福祉費	194,888,000	144,775,568	144,046,024	50,112,432	74.3
介護保険費	974,153,000	516,000,000	516,000,000	458,153,000	53.0
社会福祉施設費	417,737,000	357,995,843	248,440,299	59,741,157	85.7
合計	1,586,778,000	1,018,771,411	908,486,323	568,006,589	64.2

## ◆環境衛生課

## 〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
衛生使用料	20,000	19,500	19,500	0	97.5	100.0
衛生手数料	105,096,000	70,084,697	66,770,982	3,313,715	63.5	95.3
衛生費県補助金	3,000,000	1,240,000	0	1,240,000	0.0	0.0
物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
雑入	10,970,000	7,425,165	7,402,835	22,330	67.5	99.7
合計	119,087,000	78,769,362	74,193,317	4,576,045	62.3	94.2

## 〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
環境衛生費	9,315,000	5,925,483	5,519,975	3,389,517	63.6
斎場費	31,415,000	31,191,864	21,044,289	223,136	99.3
公害対策費	3,739,000	2,896,494	171,538	842,506	77.5
清掃総務費	142,000	0	0	142,000	0.0
塵芥処理費	877,232,000	810,664,483	623,536,281	66,567,517	92.4
上水道施設費	166,242,000	81,191,291	81,191,291	85,050,709	48.8
合計	1,088,085,000	931,869,615	731,463,374	156,215,385	85.6

## ◆久城が浜センター

## 〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
衛生使用料	4,000	5,750	5,750	0	143.8	100.0
衛生費県補助金	2,229,000	0	0	0	0.0	—
衛生費受託事業収入	10,317,000	10,549,000	5,241,000	5,308,000	50.8	49.7
雑入	47,000	26,673	23,401	3,272	49.8	87.7
合計	12,597,000	10,581,423	5,270,151	5,311,272	41.8	49.8

## 〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
久城が浜センター事業費	119,514,000	87,957,935	76,240,805	31,556,065	73.6
合計	119,514,000	87,957,935	76,240,805	31,556,065	73.6

## ◆人権センター

## 〔歳入〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算	対調定
教育使用料	1,000	1,500	1,500	0	150.0	100.0
総務費県補助金	57,000	57,000	0	57,000	0.0	0.0
民生費県補助金	6,537,000	0	0	0	0.0	—
民生費委託金	447,000	447,000	447,000	0	100.0	100.0
雑入	578,000	148,414	124,414	24,000	21.5	83.8
合計	7,620,000	653,914	572,914	81,000	7.5	87.6

## 〔歳出〕

(単位：円・%)

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
諸費	3,573,000	2,528,183	2,528,183	1,044,817	70.8
人権センター管理費	7,357,000	5,799,751	4,321,721	1,557,249	78.8
人権センター事業費	11,324,000	8,769,456	8,769,456	2,554,544	77.4
人権・同和教育費	1,146,000	735,920	735,920	410,080	64.2
合計	23,400,000	17,833,310	16,355,280	5,566,690	76.2

## 2 令和元年度一般会計委託料に関する事務

### (1) 委託の分類別内訳 (単位：件・%)

分 類	件数	構成比
保守管理	33	14.2
警備清掃	32	13.8
調査検査	14	6.0
設計測量	4	1.7
施設管理	25	10.8
イベント	3	1.3
厚生福祉	11	4.8
その他	110	47.4
計	232	100.0

※複数回答あり

### (2) 委託の目的別内訳 (単位：件・%)

目 的	件数	構成比
経費削減・効率化	35	15.8
事務処理の迅速化	19	8.6
外部の専門知識・技術の活用	162	73.3
そ の 他	5	2.3
計	221	100.0

※複数回答あり

### (3) 委託料算定方法別内訳 (単位：件・%)

算 定 方 法	件数	構成比
算定基準のあるもの	66	30.7
業者の見積りを参考とするもの	90	41.9
前年度の実績を参考とするもの	36	16.7
そ の 他	23	10.7
計	215	100.0

※契約金額は、単価契約の一部を除く

### (4) 委託業者選定方法別内訳 (単位：件・%)

選 定 方 法	件数	構成比
一般競争入札（総合評価方式を含む）	11	5.1
指名競争入札	23	10.7
随意契約（プロポーザル方式を含む）	171	79.5
そ の 他	10	4.7
計	215	100.0

※契約金額は、単価契約の一部を除く

## (5) 委託業者選定方法別の参加業者数内訳

(単位：件・%)

参加業者数	選定方法					計	構成比
		一般競争入札	指名競争入札	随意契約	その他		
1 業者		3	2	88	0	93	43.2
2 業者		6	3	15	0	24	11.2
3 業者		1	3	2	0	6	2.8
4 業者		1	3	3	0	7	3.3
5 業者		0	3	0	0	3	1.4
6 業者以上		0	4	1	0	5	2.3
業者数記載無し		0	5	62	9	77	35.8
計		11	23	171	9	215	100.0

## (6) 随意契約の事由別内訳

(単位：件・%)

随意契約の事由 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)		参加業者数							計	構成比
		1 業者	2 業者	3 業者	4 業者	5 業者	6 業者以上	業者数記載無し		
第1号	規則で定める額を超えない	11	5	2	2	0	1	3	24	13.7
第2号	性質又は目的が競争入札に適さない	72	10	0	0	0	0	59	141	80.6
第3号	シルバー人材センター等の特命随意契約	4	0	0	0	0	0	1	5	2.8
第4号	新商品の購入等	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第5号	緊急の必要性がある場合	0	0	0	1	0	0	0	1	0.6
第6号	入札に付することが不利な場合	3	0	0	0	0	0	1	4	2.3
第7号	時価に比して著しく有利な価格	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第8号	入札者がいない又は再度入札で落札者がいない	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第9号	落札者が契約しない	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
計		90	15	2	3	0	1	64	175	
構成比		51.4	8.6	1.1	1.7	0.0	0.6	36.6		100.0

※「随意契約の事由」複数回答あり

(7) 監査対象とした業務委託の名称

【対象部】福祉環境部

対象課	業務委託の名称	
保険課	産前産後の届出の電子媒体化に伴うシステム改修	
	乳幼児等医療費助成制度拡充に伴うシステム改修	
子ども福祉課	保育の質向上研修事業	
	第2期益田市子ども・子育て支援事業計画策定業務	
	益田市病児保育事業運營業務委託	
	幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修業務	
	マイナンバー情報連携体制整備事業に伴うシステム改修業務	
	令和元年度児童扶養手当制度改正に伴うシステム改修業務（支払回数の見直し）	
	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に伴うシステム改修	
	益田市立保育所指定管理業務	
	めだか児童クラブ運營業務委託	
	トマト第1児童クラブ運營業務委託	
	トマト第2児童クラブ運營業務委託	
	トマト第3児童クラブ運營業務委託	
	トマト第4児童クラブ運營業務委託	
	いちご第1児童クラブ運營業務委託	
	いちご第2児童クラブ運營業務委託	
	どんぐり児童クラブ運營業務委託	
	さくら児童クラブ運營業務委託	
	つくしんぼ児童クラブ運營業務委託	
	わくわく第1児童クラブ運營業務委託	
	わくわく第2児童クラブ運營業務委託	
	いきいき児童クラブ運營業務委託	
	東仙道児童クラブ運營業務委託	
	都茂児童クラブ運營業務委託	
	鎌手児童クラブ運營業務委託	
	益田市子育て支援事業	
	児童遊園遊具施設等安全点検業務委託	
	西益田児童遊園地管理委託契約	
	子ども家庭支援課	予防接種事業
		予防接種事業
予防接種事業		
島根県定期予防接種広域化事業		
予防接種事業（風しんの追加的対策）		
健康管理システム風しん第5期クーポン券出力対応整備業務		
風しんの追加的対策事業に伴うシステム改修		
妊婦・乳幼児健康診査（個別健診）（妊婦・乳児一般健康診査、乳幼児精密健康診査）		
妊婦・乳幼児健康診査（個別健診）（乳児一般健康診査）		

対象課	業務委託の名称
子ども家庭支援課	妊婦・乳幼児健康診査（個別健診）（妊婦一般健康診査）
	妊婦・乳幼児健康診査（個別健診）（妊婦・乳児一般健康診査）
	妊婦・乳幼児健康診査（個別健診）（乳児一般健康診査、乳児精密健康診査）
	乳幼児健診医師等派遣委託
	発達クリニック医師派遣委託
	益田市産後母子デイケア事業
	益田市産後ケア事業
	短期入所生活援助事業
	健康管理システム端末更新一式保守業務
	健康管理システム 母子保健情報の利活用に係る情報連携システム改修業務
子育て支援センター	益田市立子育て支援センター施設清掃業務委託料
	益田市立子育て支援センター浄化槽維持管理委託業務
	益田市立子育て支援センター施設消防設備点検委託料
健康増進課	益田市休日応急診療業務
	益田市立休日応急診療所医療事務業務
	益田市休日応急診療業務（医師会）
	益田市休日応急診療業務（薬剤師会）
	日医標準レセプトソフト保守業務
	休日応急診療所プリンタ保守業務
	医療廃棄物処理業務
	健康医療電話相談業務
	歯科用電子カルテシステム機器保守料
	益田市地域医療教育推進事業
	益田市地域医療教育推進事業
	匹見保健センター浄化槽維持管理業務
	匹見保健センター消防用設備等点検業務
	保健センター清掃業務
	保健センター空調機簡易点検業務
	保健センター管理業務
	印刷機保守
	匹見保健センター庭園管理業務
	匹見保健センター庭園管理業務
	心の健康づくり普及事業
	結核健診業務
	結核健診事務
	高齢者肺炎球菌ワクチン接種業務
	高齢者インフルエンザ予防接種業務
	健康管理システム端末更新一式保守
	健康管理システム追加端末一式保守
	健康管理システム保守
	乳がん施設検診業務
	がん検診・検査業務
	歯周疾患検診業務
	肝炎ウイルス検査業務
	後期高齢者健康診査業務
	肝炎ウイルス検査業務
	健康診査・肝炎ウイルス検査・結核健診・がん検診業務

対象課	業務委託の名称
健康増進課	がん検診事務
	益田市後期高齢者歯科口腔健診受診者から低栄養改善事業業務
	健康診査業務
	健康診査業務
	食生活改善事業
	子宮頸がん施設検診業務
福祉総務課	生活保護システム元号改正改修業務
	生活保護等版レセプト管理クラウド健康管理支援サービス導入業務
	進学準備給付金の創設に伴うマイナンバー情報連携のための生活保護システム改修業務
	益田市生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）
	益田市生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）
	益田市立益田市総合福祉センター指定管理業務
	益田市総合福祉センター防火設備定期検査
	益田市立市民憩の家指定管理業務
	益田市プレミアム付商品券発行事業に伴うシステム調達
	益田市プレミアム付商品券作成及び印刷製本業務委託
	益田市プレミアム付商品券の販売委託（単価契約）
	益田市プレミアム付商品券の販売委託（単価契約）
	益田市プレミアム付商品券の販売委託（単価契約）
	益田市プレミアム付商品券の販売委託（単価契約）
	障がい者福祉課
障がい者基幹相談支援センター事業	
地域活動支援センター事業	
手話通訳者設置事業	
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	
移動支援事業	
移動支援事業	
生活訓練事業	
日中一時支援事業	
点字広報発行事業	
手話奉仕員及び要約筆記者奉仕員養成研修事業	
声の広報発行事業	
障害支援区分認定調査	
益田市立障害者就労支援施設指定管理料	
福祉プラザますだ消防用設備点検	
福祉プラザ機械設備業務	
共同生活ホーム特殊建築物等定期調査	
特別障害者手当等に係る障がい判定業務	
障害者福祉システム改修業務	
高齢者福祉課	
	介護者支援事業
	市民後見人養成事業
	匹見地域福祉生活支援事業
	益田市立デイサービスセンター清流苑ボイラー
	老人福祉センター指定管理料
	美都地域社会福祉施設指定管理料
	匹見地域社会福祉施設指定管理料
	高齢者福祉センター指定管理料

対象課	業務委託の名称
環境衛生課	狂犬病予防促進事業
	狂犬病予防促進事業
	狂犬病予防促進事業
	溝土収集運搬業務
	防疫業務
	益田市斎場「松聖苑」指定管理委託料
	益田市斎場「松聖苑」ばい煙測定業務委託
	益田市斎場「松聖苑」吸収冷温水機切替点検整備業務
	益田市自動車騒音常時監視業務
	硫化水素測定業務
	公害対策水質検査業務
	度益田市リサイクルプラザ指定管理
	益田市下波田埋立処理場管理業務
	益田市最終処分場残余容量調査業務
	一般廃棄物最終処分場周辺水質土壌検査業務
	益田市最終処分場ダイオキシン類測定分析業務
	プラスチック製容器包装再商品化業務
	向横田・飯浦不燃物埋立浸出水濾過槽濾材取替業務
	向横田・飯浦不燃物埋立水質検査業務
	益田市指定ごみ袋作製業務
	益田市指定ごみ袋等管理業務委託
	指定ごみ袋等取扱業務委託
	益田市指定ごみ処理券印刷業務
	益田地域「不法投棄」収集運搬処理業務
	水銀使用廃製品再資源化業務
	鳥獣死骸処理業務
	「ふれあい収集」戸別収集業務
	ステーション収集困難物戸別収集業務
	「燃やせるごみ」益田地域（A地区）収集運搬業務
	「燃やせるごみ」益田地域（B地区）収集運搬業務
	「燃やせるごみ」美都地域収集運搬業務
	「燃やせるごみ」匹見地域収集運搬業務
	海岸漂着物回収業務
	有害ポリタンク成分検査業務
	有害ポリタンク運搬・処理業務
	海岸漂着物船収集運搬・処分業務
	夏季海辺等清掃業務委託
	「容器包装プラスチック・埋め立てるごみ」益田地域（A地区）収集運搬業務
	「容器包装プラスチック・埋め立てるごみ」益田地域（B地区）収集運搬業務
	「塵芥・リサイクル類」美都地域収集運搬業務
	「塵芥・リサイクル類」匹見地域収集運搬業務
	益田地域A地区「資源リサイクル類」収集運搬処理業務
	益田地域B地区「資源リサイクル類」収集運搬処理業務
	益田地域A地区「家電製品・金属類」収集運搬処理業務
	益田地域B地区「家電製品・金属類」収集運搬処理業務
	「収集リサイクル類」美都地域処理業務
	「収集リサイクル類」匹見地域処理業務
	益田市リサイクルプラザから出る資源物の引取及び処理業務委託
	木製家具回収業務

対象課	業務委託の名称
久城が浜センター	久城が浜センター水質検査委託料
	久城が浜センター場内清掃業務委託料
	久城が浜センター脱水汚泥運搬業務委託料
	電気工作物保守点検委託料
	久城会館指定管理料
	益田市久城が浜センター長寿命化総合計画策定及び久城が浜センター精密機能検査業務委託
	消防設備臨時総合点検 久城が浜センター分
	消防設備臨時総合点検 久城会館分
	久城が浜センター計量器保守点検業務委託料
	久城が浜センター貯留槽定期清掃業務委託
	地下タンク等定期点検
	消防設備臨時機器点検 久城が浜センター分
	消防設備臨時機器点検 久城会館分
	久城が浜センター破碎機点検整備業務委託
	益田市久城が浜センター長寿命化総合計画策定及び久城が浜センター精密機能検査業務委託
	人権センター
業務用空調機器点検業務	
消防設備保守点検業務	
防火対象物定期点検業務	
火災警報オンライン保守点検業務	
自家用電気工作物保安業務	
清掃業務	
子ども会事業	
各地区・同和教育推進事業	
上黒谷集会所管理	

※業務委託の名称が同一の事業については委託先が異なっている

— 参考 —

**地方自治法**

(地方公共団体の法人格とその事務)

第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

**地方自治法施行令**

(予算の執行及び事故繰越し)

第百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
  - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
  - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

**地方財政法**

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

**益田市財務規則**

(予算の執行計画)

第 16 条 部課長等は、主管の予算に係る予算執行計画書を作成し、指定された期日までに財政主管課長に提出しなければならない。

- 2 財政主管課長は、前項により提出された予算執行計画書について必要と認めるときは、部課長等の意見を聴いて予算執行計画を調整し、市長の決定を受けるものとする。

(請求書による原則)

第 46 条 支出の決定は、債権者からの請求書の提出を待つてしなければならない。

## 適法な請求書の要件（地方財務実務提要）

請求書は正当な債権者であるかどうかを確認するため、次の事項の記載が必要です。

- ・債権者の表示（住所、氏名（法人にあっては法人名及び代表者の氏名）並びに押印）
- ・債務者の表示　・債権の内容　・請求金額　・請求年月日

## 地方自治法

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4から6 【略】

## 地方自治法施行令

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施

設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2から4 【略】



令和 2 年度定期監査報告書

令和 3 年 3 月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町 1 番 1 号 益田市役所分館

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp